## 「平成27年度 県有施設における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成28年3月

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

#### 1.調查目的等

県有施設における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料としています。なお、本調査は平成23年度より実施しています。

(1)調査対象: 県有施設 90 施設

(2)回答数:県有施設90施設

(3) 調査期日: 平成27年12月

## 2. 結果概要

「健康増進法第25条」や受動喫煙防止対策に関する厚生労働省通知等の関連法令・通知の認知度は、9割以上と高かったが、昨年4月公布の「労働安全衛生法の一部を改正する法律第68条の2」や「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画H25~H29)における受動喫煙防止に関する目標値」については7割程度の認知に留まっています。

受動喫煙防止状況については、すべての県有施設で「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」又は「完全分煙」となっており、昨年から県の目標値である100%を達成しています。

また、更なる禁煙対策をこれ以上進めることができない理由としては、「来所者の協力が得られない」の回答が最も多く、他団体が所有・管理する建物内に県の執務室を持っているため、県の意思で対策を進められないとの意見もありました。

公用車については、所有している施設の9割近くで、すべての公用車を禁煙としています。

各施設では、受動喫煙防止を進めるための協議がされており、今後、さらに受動喫煙防止対策 が進むことが期待されます。

## 3. 調査結果

(\*割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。)

## 問1.「健康増進法第25条」をご存じですか?

○ほとんどの施設が知っていると回答。

参考: 平成 23 年度 96.6%、平成 24 年度 98.9%、平成 25 年度 95.6%、平成 26 年度 96.6%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	88	2	90
割合(%)	97.8	2.2	100.0

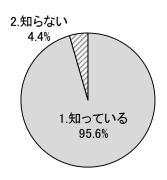


問2. 平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知の「受動喫煙防止対策について」及び平成24年10月29日付け同通知「受動喫煙防止対策の徹底について」をご存知ですか?

○県有施設の9割以上が知っていると回答。

参考: 平成 23 年度 79.8%、平成 24 年度 90.1%、平成 25 年度 83.5%、平成 26 年度 93.2%

	1. 知っている	2. 知らない	総数	
県有施設数	86	4	90	
割合(%)	95.6	4.4	100.0	

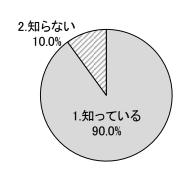


## 問3. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存知ですか?

○県有施設の9割が知っていると回答。

参考: 平成 23 年度 70.8%、平成 24 年度 84.6%、平成 25 年度 81.3%、平成 26 年度 88.6%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	81	9	90
割合(%)	90.0	10.0	100.0

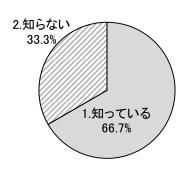


# 問4.「労働安全衛生法第68条の2」が改正され、次の下線の文書が追加されたのをご存じですか。 (今回新設項目)

○平成27年度追加項目。

他法、通知と比較すると知っている施設の割合が7割に満たず低い。

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	60	30	90
割合(%)	66.7	33.3	100.0



#### [※調査票]

労働安全衛生法の一部を改正する法律第68条の2 受動喫煙の防止(平成27年4月公布)

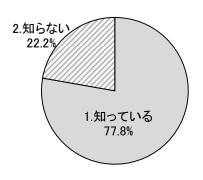
事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 具体的には、事業者において、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析し、その結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めるものとする。

問5. 「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25~H29)」において、行政機関(県・市町村)の分煙等実施割合の平成29年度目標値を100%としていることをご存じですか。

○年々割合は高まってはいるが、目標値を知らない施設が2割以上ある。

参考: 平成 24 年度 60.4%、平成 25 年度 64.8%、平成 26 年度 71.6%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	70	20	90
割合(%)	77.8	22.2	100.0



## 問6. 貴施設の禁煙及び分煙の状況ついて、該当するものを1つ選んで御記入ください。

- ○県有施設すべてで禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置)を実施しており、そのうち敷地内禁煙は、7カ所で実施している。
  - ※「禁煙・完全分煙」とは、①敷地内禁煙、②施設内禁煙、③換気扇等があり煙が施設内に漏れない 喫煙室を設置している施設をいう。

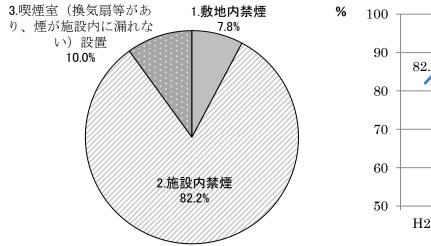
	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙	7	7.8
2.施設内禁煙	74	82.2
3.喫煙室(換気扇等があり、 煙が施設内に漏れない)設置	9	10.0
4.喫煙コーナー(開放型・ 空気清浄機あり)設置	0	0.0
5.喫煙コーナー(開放型)設置	0	0.0
6.喫煙場所は設けていない	0	0.0
合計	90	100.0

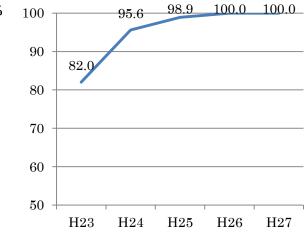
90 施設 (100%)

## <敷地内禁煙施設名>

- 人吉保健所
- 天草保健所
- 富岡ビジターセンター
- ・ 菊池少年自然の家
- ・阿蘇みんなの森
- 大阪事務所
- 天草家畜保健衛生所

## 「禁煙・完全分煙の状況]





# 問7. 問6で2~5と回答された施設にお尋ねします。(対象83施設) 建物内もしくは建物外の喫煙所は何か所ですか。

	1 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所以上	総数
施設数(建物内)	6	4	0	0	5	15
施設数(建物外に設置)	37	19	14	3	12	85

<sup>※5</sup>箇所以上ある施設は、建物内で最大11カ所、建物外で最大14カ所。

## 問8. 問6で2~6の施設がある場合にお答えください。(対象83施設)

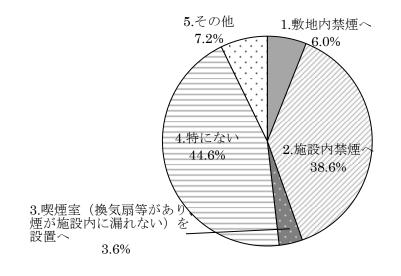
今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○約半数の施設が、今後、禁煙・完全分煙に取組むとしている。

	県有施設数	割合(%)		
1.敷地内禁煙へ	5	6.0		40 施設
2.施設内禁煙へ	32	38.6		(48.2%)
3.密閉喫煙室設置へ	3	3.6	J	(1012 / 0/
4.特にない	37	44.6		
5.その他(※)	6	7.2		
合計	83	100.0		

## ※その他の主な回答

- ・ 喫煙室の換気能力の向上を図る
- ・ 受動喫煙防止掲示の強化
- 市町村との調整が必要
- 今後検討

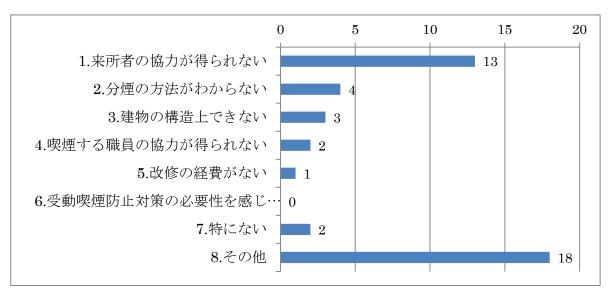


間 9. 間 8 で 4~5 を選択した場合にお答えください。(対象43施設)

受動喫煙対策が実施困難な理由について次の中から該当するものを選んで御記入ください。

#### (複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、「来所者の協力が得られない」が最も多かった。



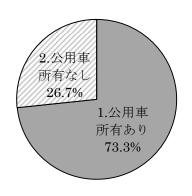
## ※その他の主な回答

- 衛生委員会において検討中
- ・ 県所有・管理でない施設内に事務所があるため、独自に取り組んでいない(類似意見3施設)
- ・ 現在の換気能力を向上し、喫煙室外への煙の流出をさらに防ぐための改修を検討する(類似意見2 施設)
- 県有施設の統一的な喫煙方針を定める必要がある
- ・ 現在、施設内禁煙であり、敷地内禁煙の提案を受けているが、他の県有施設も一斉に実施する等がない限り、喫煙者の理解は得られないと思われる
- 既に分煙している
- ・ 具体的検討まで至っていない
- ・ 喫煙者がいない
- ・ 施設利用者の中には、喫煙者もいるため

## 問 10. 貴施設の公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○7割以上の施設が公用車を所有している。

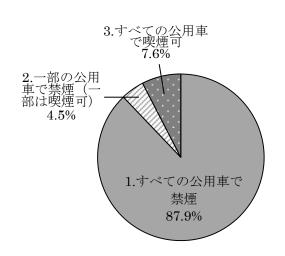
	県有施設数	割合(%)
1.公用車所有あり	66	73.3
2,公用車所有なし	24	26.7
(総数)	90	100.0



# 問 11. 貴施設の所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。(対象66施設)

○9割近くの施設で、すべての公用車を禁煙としている。

	県有施設数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙	58	87.9
2.一部の公用車で禁煙(一		
部は喫煙可)	3	4.5
3.すべての公用車で喫煙可	5	7.6
総数	66	100.0



# 問 12. 問 11 で、2~3 を選択した場合にお答えください。(対象4施設)

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○約4割の施設で、今後、公用車の禁煙対策に取り組むとしている。

	件数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	1	12.5
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	2	25.0
3.特にない	3	37.5
4.その他	2	25.0
(全体)	8	100.0

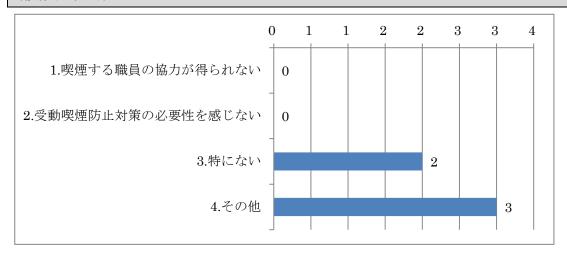
3 施設 (37.5%)

## ※その他の回答

- 来客を乗車させる場合があるため
- 問題となっていない

## 問 13. 問12 で、3~4 を選択した場合にお答えください。(対象5施設)

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。 (複数回答可)



#### ※その他の回答

- 来客を乗車させる場合があるため
- ・ 状況を把握する段階

## 問14. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

- ・ 喫煙場所を見直し、数を減らしたり建物外へ設置したりしている。(類似意見6施設)
- ・ 施設の受動喫煙防止対策について、所属衛生委員会等において検討を行った。(類似意見6施 設)
- ・ 職場巡視のチェックリストに「受動喫煙防止対策が十分になされており、タバコの煙が流れてくること はないか」という項目を入れて、要改善の意見が出された場合、聞き取りをして衛生委員会で対策を 講じるようにしている。
- 利用者及び主催者に喫煙スペースの徹底、受動喫煙防止をお願いしている。(類似意見7施設)
- ・ 喫煙場所を建物から離れたところに設置している。(類似意見3施設)
- 健康管理の一貫として、喫煙者に喫煙習慣の改善を促している。
- ・ 喫煙場所周辺の庁舎の扉や窓を開けっ放しにしない。(類似意見2施設)
- ・ 受動喫煙防止対策として、庁舎外に設置した喫煙場所について、人の出入りが最も多い時間帯である朝の登庁時間帯(8時~8時30分)及び夕方の退庁時間帯(17時~17時30分)について全職員を対象に禁煙としている。(類似意見2施設)
- 指定の喫煙場所での喫煙を徹底するようにしている。
- ・ 施設の特性(山林火災の防止)から火気取扱いを禁止しており、喫煙についても同様に対応している。(類似意見1施設)